

# 秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）

## 申請に関するQ & A

### <目次>

1	対象者	.....	P 1
2	対象事業	.....	P 2
3	対象経費	.....	P 3
4	申請手続き	.....	P 4
5	審査・採択	.....	P 5
6	補助金の交付	.....	P 6

令和8年4月

秋田県産業労働部商工業振興課

**【対象者】**

**Q 1-1 企業の業種による制限はありますか。**

A 1-1 連携いただく全ての企業が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、業種は問いません。

**Q 1-2 個人事業主ですが応募できますか。**

A 1-2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、応募できます。

**Q 1-3 みなし大企業ですが応募できますか。**

A 1-3 応募できません。

**Q 1-4 新しく創業した事業者ですが応募できますか。**

A 1-4 申請日現在、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、応募できます。

**Q 1-5 単独で応募できますか。**

A 1-5 応募できません。

**Q 1-6 過去に県の海外展開補助金の採択実績のある中小企業ですが応募できますか。**

A 1-6 応募できます。

**Q 1-7 クラスタ一枠のほか、海外展開支援事業費補助金（一般枠、はじめの一步応援枠）も応募してよいか。**

A 1-7 申請企業（個人事業主）1社につき、1枠のみの応募とします。

## 【対象事業】

### Q 2-1 複数の事業を組み合わせてよいか。

A 2-1 可能です。なお、(2) 海外現地調査事業（商談及びテスト販売を伴う場合は、単独実施可）及び(8) 海外展開戦略構築事業を応募する場合は、他の補助対象事業と組み合わせて応募する必要があります。

### Q 2-2 (8) 海外展開戦略構築事業にある海外展開戦略の作成とはどのようなものですか。

A 2-2 連携する企業同士が海外展開する製品や市場、顧客（ターゲット）を絞り込み、海外展開手段（直接貿易・間接貿易・現地法人設立・代理店取引・B to B・B to C・商談方法・宣伝方法等）を明確するため事前に協議等を行うにあたり、「何を、どこに、どのように」海外展開していくかを示したものを提出いただきます。

補助事業完了後、策定した海外展開戦略を任意の様式又は事務処理の手引き様式3号により報告していただきます。

海外展開戦略を策定することにより、今後の事業計画の策定等に役立てることができます。

### Q 2-3 専門家とは誰ですか。県が専門家を紹介してくれますか。

A 2-3 (1) 海外取引に詳しい貿易会社、商社、コンサルティング会社  
(2) ジェトロ・中小機構・秋田県貿易促進協会等と契約している専門家等を想定していますが、県が専門家を紹介することはできません。  
インターネット等で調べるか各支援機関に御相談ください。

<主な支援機関>

○ジェトロ秋田 <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/akita/>

○秋田県貿易促進協会 <http://www.a-trade.or.jp>

○中小機構東北本部

[https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/tohoku/sme/overseas\\_consulting/index.html](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/tohoku/sme/overseas_consulting/index.html)

なお、各国の基礎的な情報、法規制・関税等については、ジェトロにて無料で入手可能です。

### Q 2-4 国や県の他の補助金を活用する（している）事業は対象となりますか。

A 2-4 他の補助金と内容が重複する取り組み及び経費は対象となりません。

また、国、県及び市町村等の業務委託事業も対象となりません。

## 【対象経費】

**Q 3-1 補助金の申請前に発注、契約又は支払った経費は対象となりますか。**

A 3-1 対象となりません。採択が決まる補助金交付決定の日以降に発注した経費が対象です。

**Q 3-2 補助金の交付決定前に発注、契約又は支払った経費は対象となりますか。**

A 3-2 補助金の交付決定前に発注、契約又は支払った経費は、申請書の事業実施計画書に記載していても対象となりません。ただし、補助金の交付申請後、交付決定前着手届を提出し採択が決まった場合のみ、着手予定日以降に発注した経費が対象となります。

**Q 3-3 事業実施期間の終了後に支払った経費は対象となりますか。**

A 3-3 対象となりません。採択が決まる補助金交付決定の日以降に発注し、補助事業の期間内に支払いが完了した経費が対象となります。

**Q 3-4 振込手数料は対象となりますか。**

A 3-4 対象となります。原則として、すべての支払いを銀行振込としてください。

**Q 3-5 消費税及び地方消費税は対象となりますか。**

A 3-5 対象となりません。補助対象経費は「消費税及び地方消費税を差し引いた額」となります。

**Q 3-6 事業実施にパソコン購入やインターネット利用が必要ですが対象となりますか。**

A 3-6 対象となりません。機材、器具及び備品の購入に係る経費や電話又はインターネット利用に係る経費は、本補助金の対象となりません。

**Q 3-7 現地市場調査を現地に行かず、海外の調査会社に委託しようと思いますが、その調査委託料は対象となりますか。**

A 3-7 対象となりません。補助事業者が主体となって実施することとしているため、主たる内容の一部又は全て委託する経費は補助対象外とします。

## 【申請手続き】

### Q 4-1 申請に必要な書類は何ですか。

A 4-1 次の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（要綱様式第1号） ※押印不要
- (2) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (3) 事業実施計画書（要領様式第1号）
- (4) 誓約書（要領様式第2号）
- (5) 承諾書（要領様式第3号）
- (6) 直近2期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書又は確定申告書の写し）
- (7) 履歴事項全部証明書（会社の場合）又は個人事項証明書（個人の場合）の写し
- (8) 会社案内等事業者の概要がわかるもの（5部）  
※電子メールで提出の場合は、紙媒体の送付は不要です。
- (9) グループの構成等について（要領様式第4号）
- (10) 積算根拠を示す資料（積算内訳書・参考見積書・料金表・パンフレット等）

### Q 4-2 申請書類は何部、どこへ提出すればよいですか。

A 4-2 1部提出してください。

また、次の提出先に電子メール、持参又は郵送してください。

秋田県産業労働部商工業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

Mail: induprom@pref.akita.lg.jp

### Q 4-3 申請書、誓約書及び承諾書には押印が必要ですか。

A 4-3 押印は不要です。

### Q 4-4 承諾書（要領様式第3号）にある「取り組み経緯及び内容等の発表や公表」とは何ですか。

A 4-4 海外販路開拓に係る経緯、取組内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、セミナー・会議等での発表や事例集等への寄稿等に御協力いただき、県内事業者の海外展開への関心を喚起していく予定です。

### Q 4-5 申請に必要な「積算根拠を示す資料」はどういったものですか。

A 4-5 積算内訳書、参考見積書、料金表、ウェブ公表資料、パンフレット、カタログ等補助対象経費の金額を算出するために使用した資料を添付してください。

### Q 4-6 代表者以外の構成員も全ての書類を提出する必要がありますか。

A 4-6 A 4-1のうち、(4)～(8)の書類を準備し、代表者がまとめて提出してください。

**Q 4-7 応募書類のうち、履歴事項全部証明書および個人事項証明書の写しに有効期限はありますか。**

A 4-7 原則、3ヶ月以内に取得したものを提出してください。

**【審査・採択】**

**Q 5-1 どのように審査されますか。**

A 5-1 本補助金審査委員会を開き、次の審査項目により審査し、採択の可否を決定します。また、審査にあたっては、日本貿易振興機構秋田貿易情報センター（ジェトロ秋田）が一定の加点を行うことから、事前にヒアリング等を行う場合があります。詳しくは、秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金（クラスター枠）審査要領を確認してください。

- 審査項目（1）補助の必要性  
（2）事業計画の実現可能性  
（3）事業計画の優位性

**Q 5-2 面接やプレゼンがありますか。**

A 5-2 提出書類に記載された事業計画とプレゼンテーションの内容に対して、総合審査を実施します。ただし、申請が6先を超える場合は、事前に書類審査を行い、採点の上位6先を選出し、総合審査を行います。

**Q 5-3 採択予定数は何件ですか。また、全体の予算額はいくらですか。**

A 5-3 1者当たりの補助金を限度額の120万円と想定して、3者を予定しています。

1者当たりの補助金額が少なければ、採択件数は多くなります。

また、全体の予算額は360万円です。

## 【補助金の交付】

**Q 6 - 1** 当初想定より、かかり増しとなりました。変更承認申請すれば、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A 6 - 1 当初の交付決定額が補助金の上限となります。例えば、交付決定額 90 万円であった場合、実際の補助対象経費の 3 分の 2 が 100 万円となっても補助金額は 90 万円です。

また、補助対象経費が少なくなった場合、補助金はそれに応じて減額となります。

**Q 6 - 2** 補助金はいつ頃もらえますか。

A 6 - 2 補助金は後払いです。事業が完了し、事業実績報告書の検査が終了した後、約 3 ～ 4 週間後の支払いとなります。事業開始から事業完了までの資金は、補助事業者が確保する必要があります。

### <問い合わせ先>

秋田県 産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム  
秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金  
(クラスター枠) 担当者

電話 : 018-860-2218

電子メール : [induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)